

矢板市高齢者日常生活自立支援用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者又は高齢者同士の世帯に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活を支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用具の種類)

第2条 用具の種類は、別表第1のとおりとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「受給資格者」という。）は、矢板市に居住するおおむね65歳以上の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 別表1-1の品目については、介護保険の要介護認定で非該当とされながらも日常生活に不便を来し、その用具を一時的ではなく継続して使用する見込のある者。ただし、同表のシルバーカー及び補聴器については、介護保険で要支援と認定された方も対象者とする。
- (2) 別表1-2の品目については、同表の対象者とし、その用具を一時的ではなく継続して使用する見込のある者とする。
- (3) その他市長が適当と認める者

(利用申請等)

第4条 受給資格者は、用具の給付を受けようとするときは、高齢者日常生活自立支援用具給付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、用具の給付等について適否を決定し、高齢者日常生活支援用具給付決定通知（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の調査により、給付が適当でないと認めたときは、高齢者日常生活支援用具給付却下通知（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、用具を給付する事業者（以下「受託者」という。）に、高齢者日常生活自立支援用具給付依頼書（別記様式第4号）にて給付依頼をするものとする。

(報告)

第5条 受託者は、納品完了した旨、速やかに市へ報告しなければならない。

(費用負担)

第6条 受給者は、費用負担基準（別表第2）に定めるところにより費用を負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、受給者が受託者に直接支払うものとする。
- 3 市は、給付に係る費用から受給者負担分を除いた額を負担するものとする。

(受託者への支払い)

- 第7条 受託者は、給付に係る費用から受給者負担分を除いた額を、納品完了後速やかに受託者請求書により、市へ請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書を受領し当該請求が正当であると認めたときは、受託者に当該請求額を支払うものとする。

(給付台帳の整備)

- 第8条 市長は、用具の給付状況等を明確にしておくため、高齢者日常生活支援用具給付台帳（別記様式第5号）を整備しておかなければならない。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。